

授業料免除について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019年5月15日）

私は現在授業料免除の申請手続きをしているのですが、海外に留学しているにもかかわらず、様々な書類が郵送でないと受け付けられないのはなぜでしょうか？おそらく書類の偽装などがないようにということかと思いますが。しかも事情を問わず締め切りは絶対というのも、留学中の人たちにとっては非常に難しいものだと思います。もちろん大学側で手続きを執行する側のこともあると思いますが、あまりにも柔軟性がなさすぎて非常に困りました。特に海外は日本とは異なり郵便物がなくなるということも先進国であっても起こり得ます（実際私の場合起こりました）。それにもかかわらず、あまりにも頑なな対応を受け非常に困りました。

また、私は博士課程に所属する学生でかつ留学中の身分です。授業を出ているわけでもないのに正規の学生と同じ学費を払わなければならないというのは酷ではないでしょうか？また、私の場合配偶者が外国人であり、日本に住んでいないという非常に特殊な例であるにもかかわらずそういったことは考慮されず、マニュアルの通りの書類を求められても困りますし、夫の収入の証明書などを出したとしても、このような手続きの行い方から、国ごとの物価や税制などの違いは全く考慮してもらえないだろうと非常に困っています。夫には学生の時に借りた借金などもあるため、私の学費が家計を圧迫することは確実なのに、日本人の基本的な収入と比較されて不許可となったらと考えると、大学を辞めなければならないのかとも悩んでしまいます。

京大はたくさんの外国人を受け入れているということを含みにしていますが、その分を正規の学生がまかなっていることになります。もちろん本当に経済的に困っている人にもチャンスがあるべきだと思います。でも、私費外国人留学生だけが優遇されるのは如何なものかと思います。大学のあり方や大学と国の関係などにも疑問を感じざるを得ません。

【回答】（回答日：2019年7月3日）

（教育推進・学生支援部学生課）

貴重なご意見をありがとうございます。

授業料免除の申請については、WEB入力による一次申請と収入等の関係書類を提出する二次申請が必要となっており、原則として窓口へ提出するか、郵送等による提出をお願いしているところです。二次申請の期間に、海外に在住している等の事情で海外から書類を提出する必要がある場合は、紛失のリスクを避ける意味で、二次申請書類を一旦電

子メールで提出いただいた後に郵送していただく等の対応を、今後検討いたします。

留学中の学費についてですが、授業料というのは正課の授業だけでなく、それ以外の勉強環境の提供をも含んで設定されているものですから、在籍している以上（休学中を除く）納入いただくのが授業料の性格となっています。

授業料免除の経済状況の審査については、現実には様々な状況の申請者がいることは認識しておりますが、他の申請者との公平性の観点からも、申請区分（一般・独立生計・留学生）ごとに、同一基準での審査が必要であると考えます。